

魚津市公告第 42 号

公売公告兼見積価額の公告について  
 国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告する差押財産の公売及び見積  
 価格については、次のとおりである。

令和元年 7 月 1 日

魚津市長 村椿 晃

公 売 財 産 の 種 類	不動産		
公売財産、公売保証金 及び見積価額	別紙1のとおり		
公 売 方 法	期間入札		
公売参加申込受付期間	令和元年7月4日(木) 13:00	から	令和元年7月24日(水) 23:00 まで
公売保証金提供期限	令和元年7月29日(月)		
入 札 期 間	令和元年7月30日(火) 13:00	から	令和元年8月6日(火) 13:00 まで
公 売 場 所	ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム上 <a href="http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/tym_uozu_city">http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/tym_uozu_city</a>		
開 札 日 時	令和元年8月6日(火) 13:30	場 所	ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム上
最高価申込者決定日時	令和元年8月6日(火) 14:00	場 所	魚津市役所
売 却 決 定 日 時	令和元年8月13日(火) 10:00	場 所	魚津市役所
代 金 納 付 期 限	令和元年8月13日(火) 14:30		
買受人についての資格 その他の要件	以下のいずれかに該当する方は、公売へ参加することおよび財産を買い受けることができません。 (1) 国税徴収法第92条(買受人の制限)または同法第108条第1項(公売実施の適正化のための措置)に該当する方。 (2) 魚津市インターネット公売ガイドラインおよびヤフオク!に関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方。 (3) 公売財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方。 (4) 魚津市暴力団排除条例第6条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者。 (5) 20歳未満の方。ただし、その親権者などが代理人として参加する場合は除きます。 (6) 日本語を完全に理解できない方。ただし、その代理人が日本語を理解できる場合は除きます。 (7) 日本国内に住所、連絡先がいずれもない方。ただし、その代理人が日本国内に住所または連絡先がある場合を除きます。		
そ の 他	別紙2のとおり		
配当を受ける者の 権利の申出について	この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権 又は留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書 により、その内容を富山県魚津市長に申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は富山県魚津市役所税務課納税係に用意してあります。		

# 公売公告兼見積価額の公告 別紙1

公告第42号

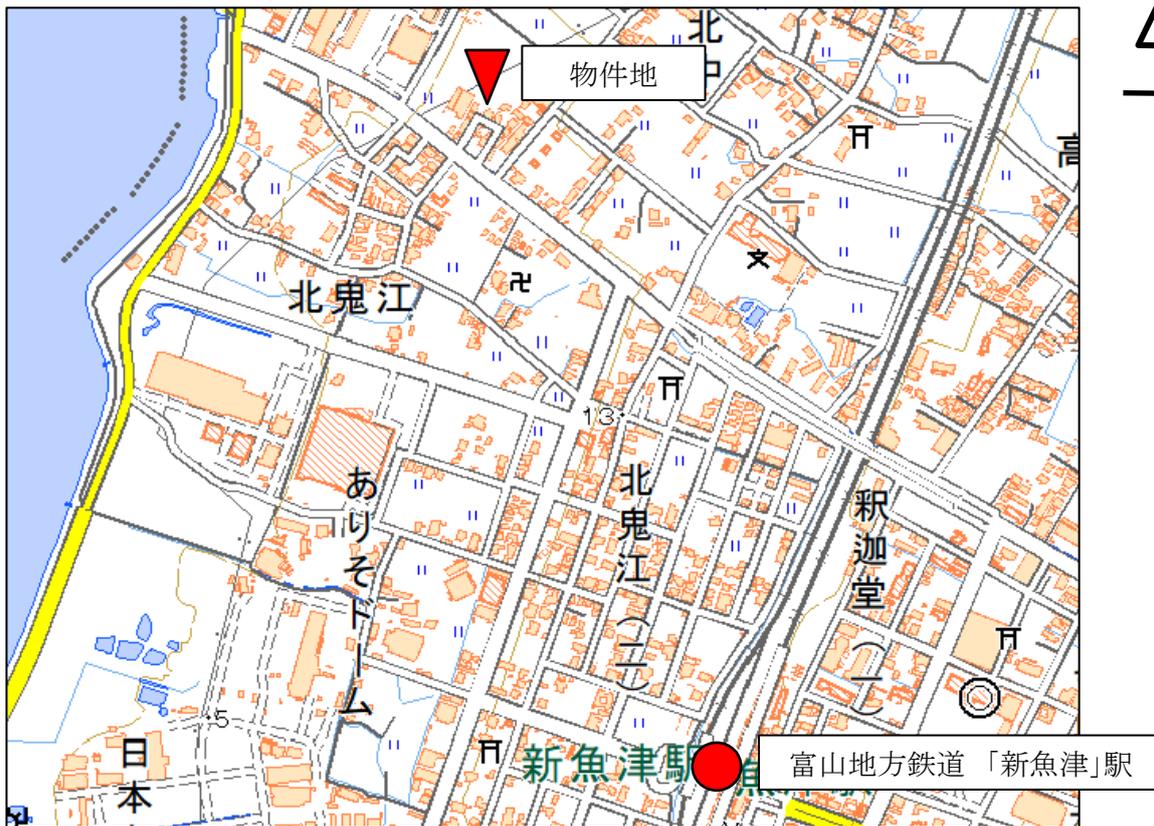
(公売財産の名称、数量、性質、所在、公売財産上の賃借権等の権利の内容、公売保証金及び見積価額)

売却区分番号	魚31-1	見積価額	2,000,000円
		公売保証金	200,000円
公売財産の表示	<p>1 土地 (不動産登記簿の表示による)</p> <p>所在 富山県魚津市北鬼江字犬野</p> <p>地番 685番7</p> <p>地目 宅地</p> <p>地積 231.18㎡</p> <p>2 建物 (不動産登記簿の表示による)</p> <p>所在 富山県魚津市北鬼江字犬野685番地7</p> <p>家屋番号 685番7</p> <p>種類 居宅</p> <p>構造 コンクリートブロック造陸屋根平屋建</p> <p>床面積 100.52㎡</p> <p>現況床面積 166.66㎡ (建築確認数量による)</p>		
公売財産の概要	<p>1 公法上の規制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域:非線引都市計画区域</li> <li>・用途地域:無指定</li> <li>・建ぺい率:60%</li> <li>・容積率:200%</li> </ul> <p>2 土地の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北西側間口約17.2m、奥行き約13.5mの長方形の角地。地勢平坦。</li> <li>・公売財産2の敷地として利用されている。</li> </ul> <p>3 接道状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北西側で幅員4.4mの舗装市道(建築基準法第42条第1項第1号道路)に等高接面。</li> <li>・南西側で幅員4.0mの舗装位置指定道路(建築基準法第42条第1項第5号道路)に等高接面。</li> <li>・北西側接面道路に消雪パイプあり。</li> <li>・公売財産2の風除室庇部分が北西側接面道路に越境している可能性あり。</li> </ul> <p>4 建物の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築時期は昭和47年6月頃であり、新耐震基準に適合していない可能性あり。</li> <li>・昭和58年2月頃に建物2階部分を増築しており、現況は2階建てとなっている。また、年月日不詳に玄関先に風除室を設置している。なお、増築部分は未登記である。</li> <li>・現状は空家であり、経年程度の老朽化が認められる。</li> <li>・1階南側和室の一部に雨漏り跡や天井のたわみが確認されている。</li> </ul> <p>5 供給処理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上水道:あり</li> <li>・下水道:あり</li> <li>・都市ガス:なし</li> </ul> <p>6 最寄駅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・富山地方鉄道本線「新魚津駅」から北西方へ約1.2km(道路距離)に位置する。</li> </ul> <p>7 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公売財産の位置図等の資料は魚津市税務課で閲覧することができます。</li> <li>・公売財産については、公売参加者自身であらかじめその現地及び諸規制について調査確認してください。</li> <li>・土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていません。</li> <li>・隣地との境界確定は買受人と隣接所有者との間で行ってください。</li> <li>・魚津市は公売財産の引き渡し義務を負いません。物件内の動産類の撤去などについても、すべて買受人自身で行ってください。</li> <li>・公売財産1及び2は、国税徴収法第89条第3項の規定により一括換価の方法によって公売を行います。</li> </ul>		

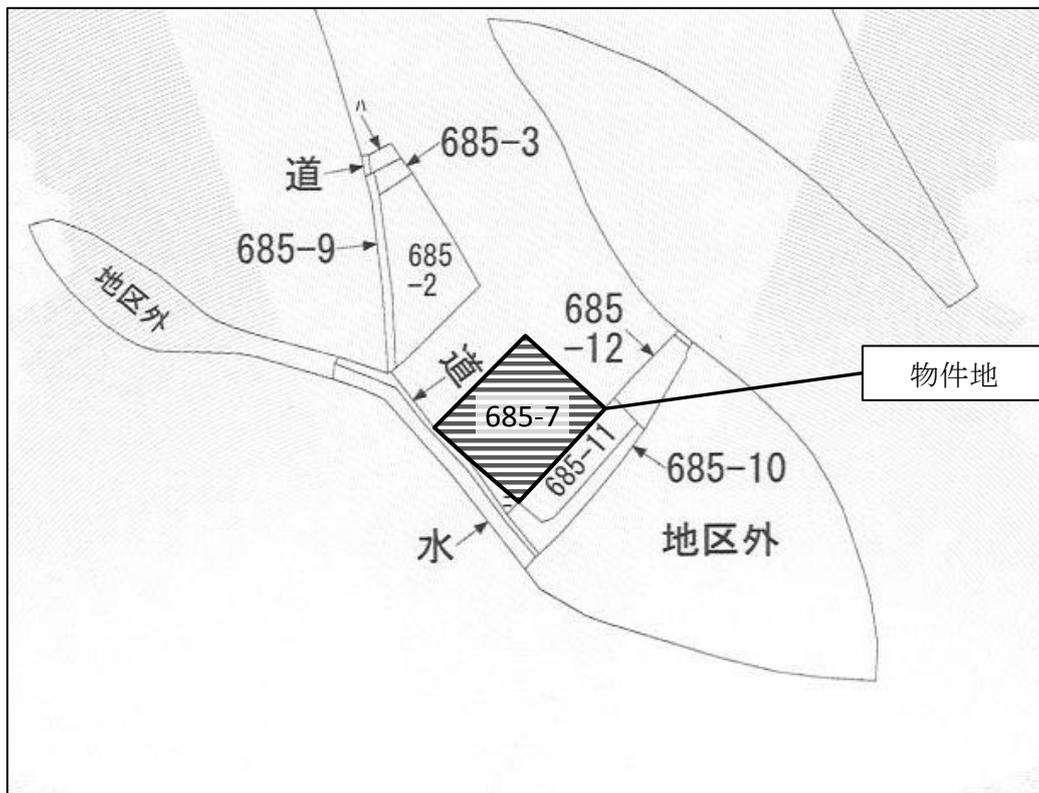
売却区分番号

魚31-1

位置図



公図(写し)

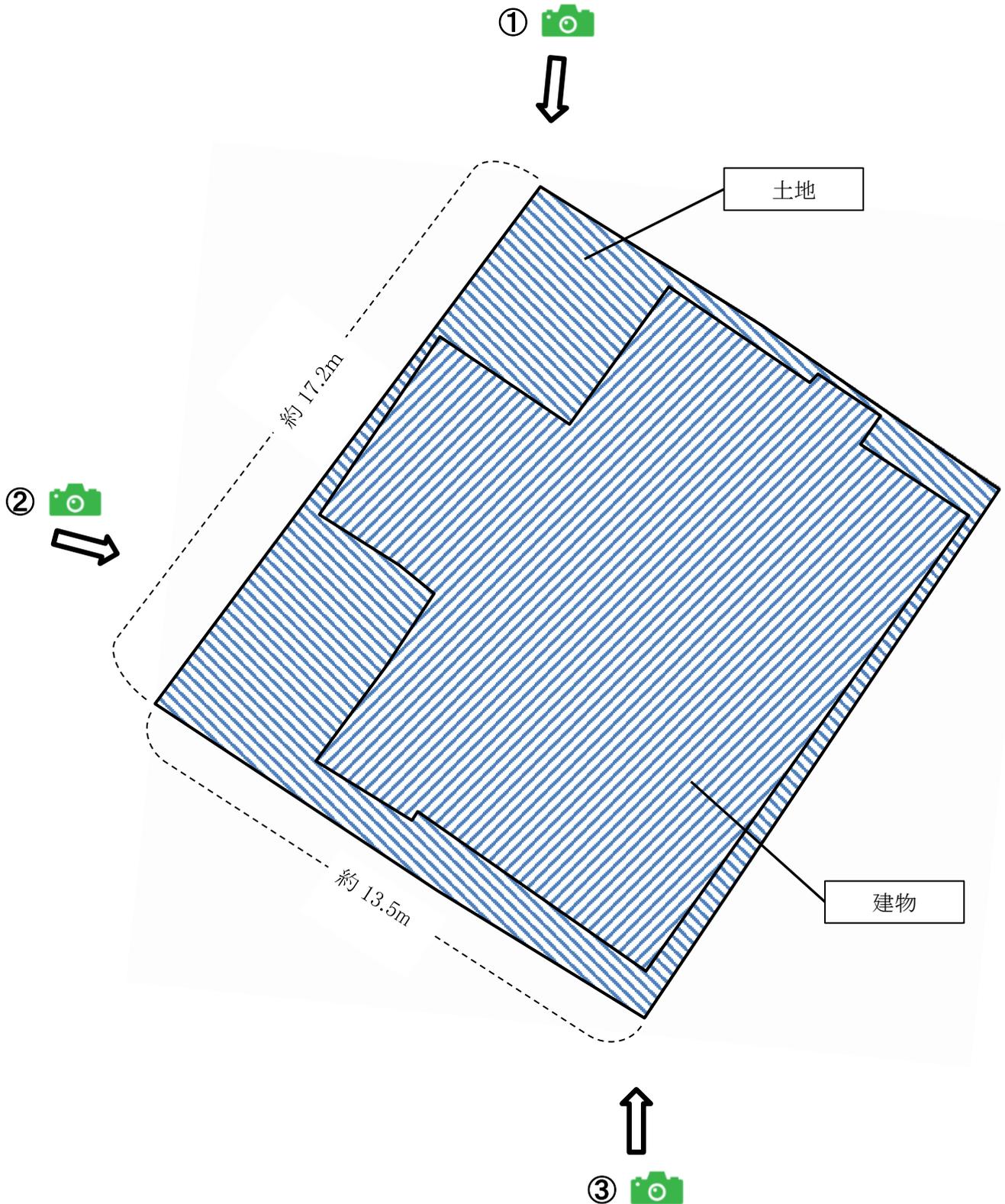


売却区分番号

魚31-1

見取図

対象物件は斜線部である。  
図面と現況が異なる場合は、現況を優先する。

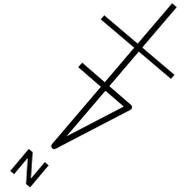


売却区分番号

魚31-1

間取図

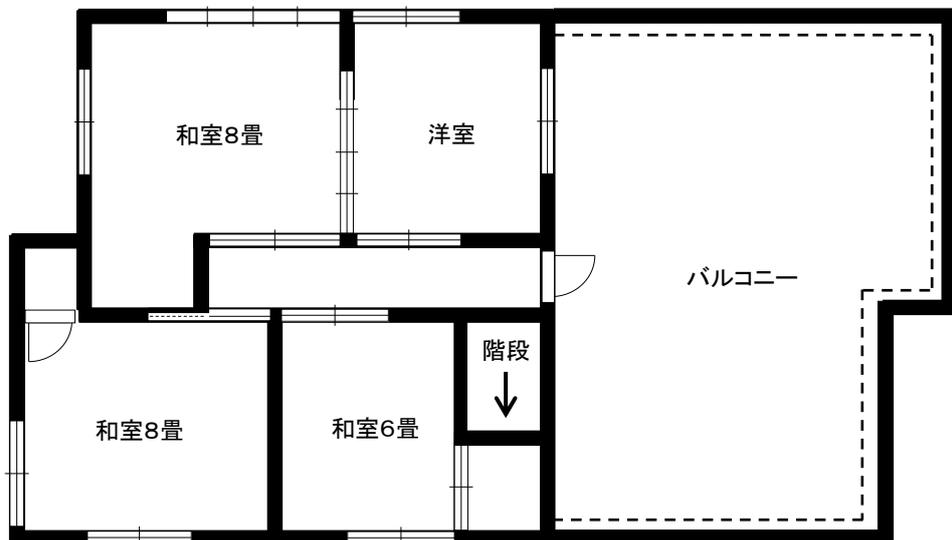
図面と現況が異なる場合は、現況を優先する。



1階



2階



売却区分番号

魚31-1

写真①（外観）

※赤線は土地境界を示すものではありません。



写真②（外観）

※赤線は土地境界を示すものではありません。



売却区分番号

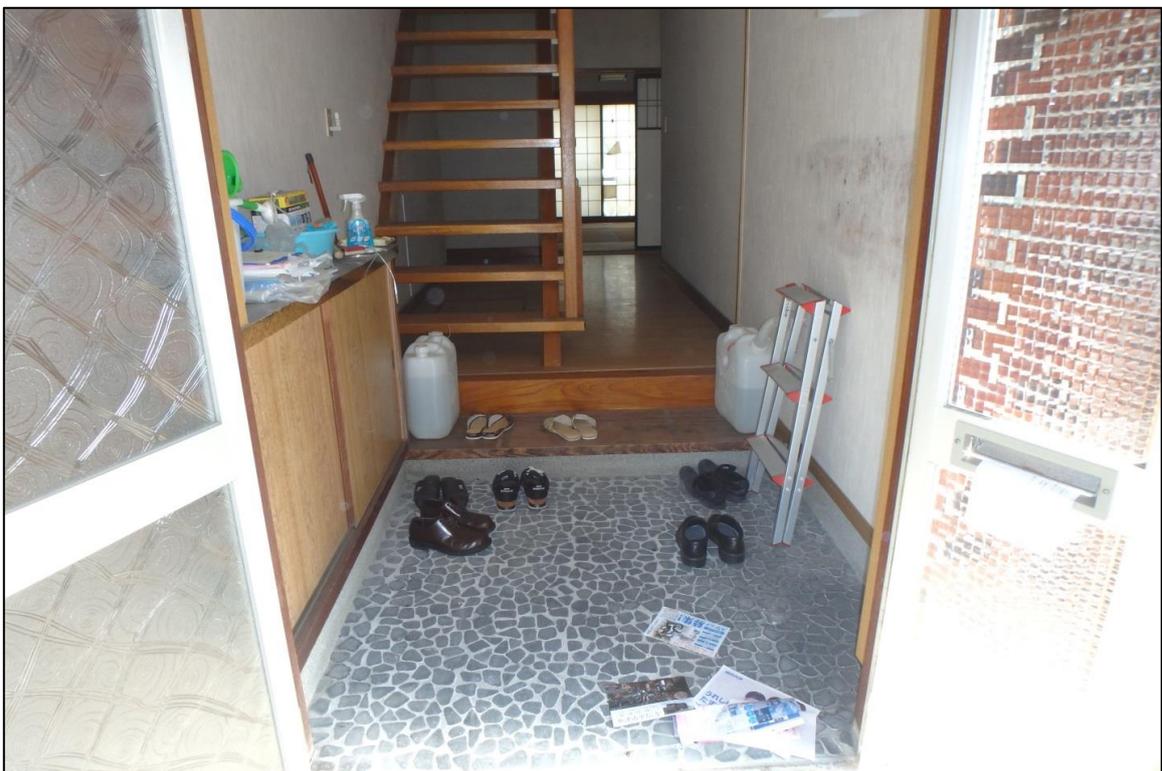
魚31-1

写真③（外観）

※赤線は土地境界を示すものではありません。



写真④（玄関）



売却区分番号

魚31-1

写真⑤ (1階和室)



写真⑥ (1階和室)



売却区分番号

魚31-1

写真⑦（2階洋室）



写真⑧（2階バルコニー）



売却区分番号

魚31-1

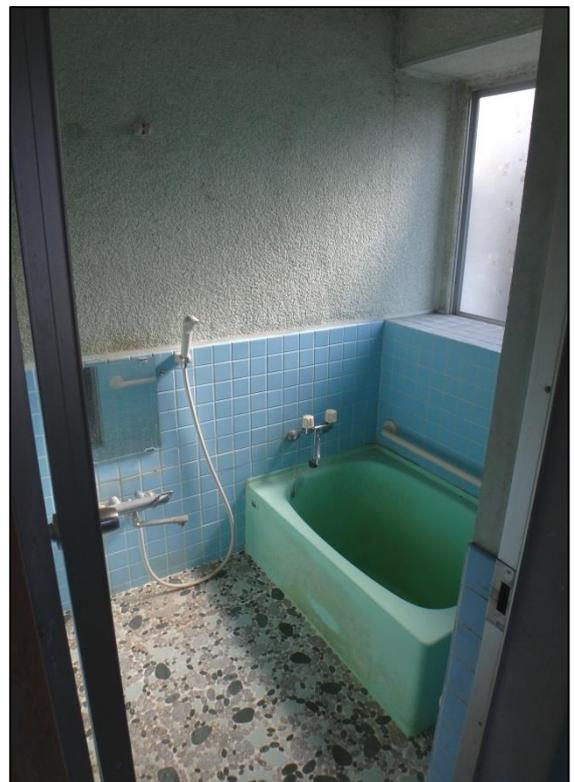
写真⑨ (キッチン)



写真⑩ (トイレ)



写真⑪ (浴室)



## 公売公告兼見積価額の公告 別紙 2

- ・公売財産の入札をしようとする者は公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続きを行う必要があります。
- ・公売保証金の提供後でなければ、入札することはできません。
- ・公売財産の権利移転及び危険負担の移転時期は、買受代金を納付したときです。
- ・魚津市は買受人の請求に基づいて物件の権利移転の登記のみ行います。登記に要する登録免許税・登記申請に係る郵送料・権利書類郵送代金は、買受人の負担となります。
- ・魚津市は令和元年8月6日13:30に開札を行い、インターネット公売上の入札において、入札価額が見積価額以上かつ最高価額である入札者を最高価申込者として決定します。
- ・最高価額での入札者が複数存在する場合は、開札日のうちに、それらの者による追加入札を行います。追加入札該当者が追加入札期間中に追加入札を行わなかった場合は、当初の入札と同額で入札したものとみなします。ただし、追加入札後も最高価額の入札者が複数あるときは、くじ（自動抽選）により最高価申込者を決定します。
- ・最高価額申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金を控除した金額以上のもの）による入札者に対し、次順位買受申込制度の適用があります。ただし、次順位買受申込制度の適用は、入札時に申し出た者に限りません。
- ・公売財産に隠れた瑕疵（かし）があっても、現所有者および魚津市には担保責任は生じません。
- ・買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消します。この場合、魚津市は公売保証金を没収し、返還しません。
- ・その他は、魚津市インターネット公売ガイドラインによります。